

# 下諏訪町立下諏訪南小学校PTA会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は下諏訪南小学校PTAと称し、事務局を南小学校に置く。

第2条 本会は保護者と先生が協力しあい、学校と家庭と社会の連携を緊密にし、学校教育・社会教育の進展に寄与し、児童の福祉増進を図るとともに会員相互の教養を高めることを目的とする。

## 第2章 会員・準会員

第3条 本会は次の者を会員・準会員とする。

### 1. 会員

- (1) 下諏訪南小学校児童の保護者
- (2) 下諏訪南小学校校長及び教職員

### 2. 準会員

- (1) 来年度入学予定児童の保護者
- (2) 児童の祖父母
- (3) 本会の依頼する講師・インストラクター

## 第3章 組 織

第4条 本会は校内PTAと校外PTAよりなり、校内に各学年PTA、校外に各区PTAをおく。学年PTAは各学級、各区PTAは各町に最小単位を形成し、各学級、各町を冠とする。

第5条 本会は会務遂行のため必要な専門委員会を設ける。専門委員会については別に定める。

## 第4章 役員及び職員

第6条 本会には次の役員をおく。

### 1. 本会の役員

- 会長 1名
- 副会長 3名（内1名は学校長）
- 理事 若干名
- 会計 1名
- 庶務 1名（教職員）
- 監事 2名

### 2. 校内、校外PTAの役員

- 会長 各区、各学年に1名
- 副会長 各区、各学年の2名、但し学年PTAにおいては内1名を教職員とする。
- 幹事 各町PTAの1名ずつ、各学級に3名（少なくとも1名は女性）とし、教職員は全員とする。

第7条 役員は次によって選出する。

1. 会長、副会長、監事は幹事会において会員中より選出する。
2. 会計、庶務は会員中より、会長が委嘱する。
3. 各区、各学年PTAの正副会長は、各区学年の幹事会において会員中より選出する。
4. 幹事は各単位PTAに会員中より選出する。
5. 理事は正副会長、各区、各学年PTA会長、学年より選ばれた女性幹事若干名、会計、庶務と会務遂

行上必要とする職員とする。

第8条 役員の任務は1年とする。但し重任は妨げない。また補欠の役員の任期は前任者の在任期間とする。

第9条 本会は理事会の決議により顧問をおくことができる。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を処理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 会計は本会の経理を担当する。
4. 庶務は庶務一般を担当する。
5. 各区学年PTA正副会長はその会の会務を遂行する。
6. 幹事は各単位PTAにおいて、それぞれ会務を遂行するとともに、本会の幹事会を構成し、次の機能をもつ。
  - (1) 予算・決算の審議決定
  - (2) 会則の変更について審議決定
  - (3) 会費の決定
  - (4) 各種重要原案の審議決定
7. 理事は理事会を構成し、次の機能をもつ。
  - (1) 幹事の決定事項の実行処理
  - (2) 各種原案の作成
  - (3) その他本会運営に関する事項の審議処理
8. 監事は本会の会計を監査する。

## 第5章 会 議

第11条 本会は次のような会議をもち、会長がこれを招集する。

1. 総会は会の最高決議機関であり、年度当初定期総会を開き、次の事項を行う。
  - (1) 事業報告
  - (2) 決算・予算の承認
  - (3) 役員、会則の変更の承認
  - (4) その他必要と認められる事項但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 幹事会は幹事会の機能をはたすとともに、緊急の場合は総会にかえることができる。
3. 理事会は会務を執行する。

## 第6章 会 計

第12条 本会の経費は会員・事業収入・寄付金をもってこれにあてる。

第13条 本会の会費は1家庭を単位とする。

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第7章 付 則

第15条 本会は1971年4月1日より実施する。

本会則は一部改正し、1996年4月1日より実施する。

# 委 員 会

第1条 本会は会則第3章第5条により、次の委員会を設ける。

1. 総務委員会
2. 広報委員会
3. 施設給食委員会
4. 校外指導委員会
5. 交通安全委員会
6. ふれあい委員会
7. 研修委員会
8. 教育問題研究委員会

第2条 各委員会の構成は次の通りとする。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 若干名
3. 委員 若干名

第3条 正副委員長・委員の選出は、次の通りに行う。

○正副委員長は会長がこれを理事会にはかり、理事中より選出する。

○委員は、

1. 総務委員 正副会長、会計、庶務の理事とする。
2. 広報委員 各学年PTAより互選により若干名と教職員若干名。
3. 施設給食委員 学級PTAより1名、各学年PTAより互選により若干名と教職員若干名。
4. 校外指導委員 各地区PTAと教職員若干名とするが、各町の実状に応じて増員してもよい。
5. 交通安全委員 各地区PTAと教職員若干名とするが、各町の実状に応じて増員してもよい。
6. 研修委員 学級PTAより1名、教職員若干名。
7. ふれあい委員 学級PTAより1名、各学年PTAより互選により若干名と教職員若干名。
8. 教育問題研究委員 委員長は男性副会長が兼務する。

委員については会員・準会員中より実状に応じて会長が指名する。

第4条 各委員会の事業目的は次の通りとする。

- 総務委員会 …PTA活動のうち、事務局及び財務の管理、会費の徴収、事業計画書、報告書、収支決算書等の作成、各種会合開催に関する事項を行う。
- 広報委員会 …PTA活動のうち、各種広報活動を行う。
- 施設給食委員会…学校の環境整備並びに施設設備の点検をし、学校災害防止に力を入れる。給食費の徴収と学校給食の研究を行う。
- 校外指導委員会…学校と協力して児童の校外生活全般を指導する。
- 交通安全委員会…児童の登下校の安全確保のために協力する。
- ふれあい委員会…会員相互の交流・親睦を図る。
- 研修委員会 …親の立場から家庭教育の研究に努め会員の資質向上を図る。母親委員会に関する事項。
- 教育問題研究委員会…各委員会の諸活動の研究に努め、より効果的な活動のための補助、協力をする。

第5条 本細則は1971年4月1日より実施する。

本細則は一部改正し、1996年4月1日より実施する。本細則は一部改正し、2001年4月1日より実施する。本会則は一部改正し、2007年4月1日より実施する。